



鳥取労働局公示第 41 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録番号 鳥労登教第 106 号
- 2 登録教習機関の名称 学校法人鳥取県自動車学校
- 3 登録教習機関の住所 鳥取県倉吉市西倉吉町 137 番地
- 4 代表者の氏名 長田 義徳
- 5 事務所の名称 学校法人鳥取県自動車学校
- 6 事務所の所在地 鳥取県倉吉市西倉吉町 137 番地
- 7 技能講習の区分 フォークリフト運転技能講習
- 8 登録年月日 令和 6 年 7 月 9 日

令和 6 年 7 月 9 日

鳥取労働局長

